市報第15号

令和5年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告 地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度横浜市下水道 事業会計予算、令和5年度横浜市埋立事業会計予算、令和5年度横浜市 水道事業会計予算、令和5年度横浜市工業用水道事業会計予算及び令和 5年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次の ように報告する。

令和6年9月10日

横浜市長 山 中 竹 春

令和5年度横浜市下水道

款	項	事業名	予 算	支払義務	翌年度
			計上額	発 生 額	繰 越 額
1 下水道事業1 資本的支出			円 83, 914, 762, 969	円 55, 388, 924, 215	円 24, 079, 011, 820
	1建設改良費		83, 914, 762, 969	55, 388, 924, 215	24, 079, 011, 820
		下水道整備事	82, 696, 855, 969	54, 568, 425, 671	24, 041, 080, 520
		下水道改良事	É 1, 217, 907, 000	820, 498, 544	37, 931, 300

国,	庫	左補		の 金		財事	源資	越	内建積	訳 設 改 立	良金	不	用	額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説	明
6,	125,	18	4, 5	円 00	11,	054,	000,	円 000	6,	899, 827,	円 320	4, 44	6, 82	円 86, 934	円 -		
6,	125,	18	4, 5	00	11,	054,	000,	000	6,	899, 827,	320	4, 44	6, 82	6, 934	_		
6,	125,	18	4, 5	00	11,	054,	000,	000	6,	861, 896,	020	4, 08	7, 34	9, 778	-	主として、 遅延したた	資材納入が め
				_						37, 931,	300	35	9, 47	7, 156	-	資材納入が め	遅延したた

令和5年度横浜市埋立

款	項	事業名	予	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1資本的支出			円 2,005,575,944	円 914, 609, 263	円 251, 550, 600
	1埋立事業費		2, 005, 575, 944	914, 609, 263	251, 550, 600
		南本牧埋立事業	558, 291, 000	390, 877, 563	82, 550, 600
		建 設 発 生 土 受 入 事 業	1, 447, 284, 944	523, 731, 700	169, 000, 000

左損留	の 益 保	源内勘資	訳定金	不	用	額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明
	25	1, 550,	円 600		839, 4	円 16, 081	円	
	25	1, 550,	600		839, 4	16, 081	1	
	8:	2, 550,	600		84, 8	62, 837	1	工法の調整に日時を要したため
	169	9, 000,	000		754, 5	53, 244	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため

令和5年度横浜市水道

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 水 道 事 業 1 資 本 的 支 出			円 38, 355, 634, 000	円 28, 566, 358, 494	円 7, 294, 550, 000
	1建設改良費		38, 355, 634, 000	28, 566, 358, 494	7, 294, 550, 000
		配水管整備事業	26, 837, 077, 000	22, 068, 462, 021	4, 754, 967, 000
		基幹施設整備事業	11, 518, 557, 000	6, 497, 896, 473	2, 539, 583, 000

企	左	の 債	\wedge	担担	<u>源</u> 金 及担	とび	内損留	益保	訳 勘資	定金	不	用	額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説	明
2	, 000, 000	円 , 000		299,	, 015,	円 , 000	4,	995,	535,	円 000	2, 49	4, 72	円 5, 506	円 -		
2	, 000, 000	, 000		299,	, 015,	, 000	4,	995,	535,	000	2, 49	4, 72	5, 506	-		
2	, 000, 000	, 000				-	2,	754,	967,	000	1	3, 64	7, 979		主として、エ に日時を要し	
		-		299,	, 015,	, 000	2,	240,	568,	000	2, 48	1, 07	7, 527	-	主として、エ に日時を要し	

令和5年度横浜市工業用水道

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
工 業 用 1 水 道 事 業 資 本 的 支 出			円 3, 221, 798, 000	円 817, 076, 669	円 2, 351, 523, 000
	1建設改良費		3, 221, 798, 000	817, 076, 669	2, 351, 523, 000
		工業用水道施設整備事業	3, 221, 798, 000	817, 076, 669	2, 351, 523, 000

	左	の		財		源		内	į	訳					翌年度繰越額に 係る繰越を要す		
企	業	債	国	庫	補	助	金	損留	益保	勘資	定金	不	用	額	るたな卸資産の 購入限度額	説	明
		円					円				円			円	円		
	721, 000, 0	000		290	, 90	00, (000	1,	339,	623,	000	5	53, 19	8, 331	_		
	721, 000, 0	000		290	, 90	00, (000	1,	339,	623,	, 000	Ę	53, 19	8, 331	ı		
	721, 000, 0	000		290	, 90	00, (000	1,	339,	623,	, 000		53, 19	8, 331	_	主として、関係 の調整に日時を ため	

令和5年度横浜市高速鉄道

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 高速鉄道事業1 資本的支出			円 20, 953, 913, 67	1	円 1, 061, 473, 343
	1建設改良費		20, 953, 913, 67	16, 740, 042, 040	1, 061, 473, 343
		高速鉄道改良事業	20, 953, 913, 67	16, 740, 042, 040	1, 061, 473, 343

		左	の	,	財	源	内	訳					翌年度繰越額に 係る繰越を要す		
企	業	債	一 <i>彩</i> 出	t 会 資	計 金	国庫	補助金	一 _舱 補	^设 会 助	計金	不。	用額	るたな卸資産の購入限度額	説	明
		円			円		円			円		円	円		
823,	845,	342	212,	294,	668	12,	000,000	13,	333,	333	3, 152,	398, 288	_		
823,	845,	342	212,	294,	668	12,	000, 000	13,	333,	333	3, 152,	398, 288	-		
823,	845,	342	212,	294,	668	12,	000, 000	13,	333,	333	3, 152,	398, 288	-	主として、関係機 の調整に日時を要 ため	

参 考

地方公営企業法(抜粋)

(予算の繰越)

- 第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額 の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議 においてその旨を議会に報告しなければならない。